

食欲の秋ですが… 食生活を見直してみませんか 「みんなで食べるから食事は『おいしい！』」

近年、核家族化やライフスタイルの多様化などにより、家族みんなが集まつて食事をとる「団らん」の機会が減り、食生活も多様化しています。家族とともに食卓を囲まない「孤食」や、同じ食卓に集まついても、家族がそれぞれ別々のものを食べる「個食」などが増え、家族そろつて生活のリズムを共有することが難しくなっています。



食事づくりに子どものころから参加しよう!!

家族みんなが食事づくりに参加することは大切なことです。買い物や食事づくり、そして後片付けまでを子どもに体験させる」とことで、食生活に関する知識や技術を自然に身につけさせていくことが必要です。

『家庭でできる「食育」を…』

『食育』とは、子どものこれからカラダにいい食べ物を選ぶ「目」を育て、「食の大切さ」を学び、好みい食習慣と豊かなころを身につける教育です。

かんたんフィットネス教室参加者募集

「健診で数値が高くなってきた…」「運動不足を感じている…」「運動習慣を身につけたい…」などを感じている方、日頃の生活習慣を見直すきっかけに参加してみませんか？

- ▼対象＝40歳～69歳の方
- ▼日程＝11月13、20、27日 12月4、11、18、25日
1月8、15、22日 毎週金曜日（全10回）
- ▼時間＝午前10時～正午
- ▼場所＝上三川町農村環境改善センター
- ▼定員＝30名 ▼費用＝500円（セラバンド代）
- ▼内容＝運動についての理論と講義、ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動（ウォーキングなど）の実践
- ▼申し込み先＝

健康福祉課 健康増進係 ☎ 56 9132

▼問い合わせ先＝
健康福祉課 健康増進係
☎ 56 9132

8月29日、上三川いきいきプラザで、ヘルスマイト指導のもと、本郷北小学校童クラブの親子を対象に「親子の料理教室」が行われました。

14組の親子が参加し、実習を通して食事の大切さや親子のふれあいを目的に実施しました。子どもたちからは、「自分で作るとおいしい」と笑顔がみられました。

『男の料理教室』参加者募集!!

「料理なんてやったことないよ…でも食生活って大切なんだよね。」

男の底力を見せてみませんか。

- ▼日時＝11月27日（金）
午前9時30分～午後1時
- ▼場所＝上三川いきいきプラザ
栄養指導室（2階）
- ▼対象＝成人男性
- ▼内容＝食事に関するミニ講話、調理実習、試食
- ▼参加費＝500円（材料費）
- ▼申し込み先＝
食生活改善推進協議会事務局
(健康福祉課内) ☎ 56 9132

新型インフルエンザ対策について

「かかりないために、広めないために、

引き続き、新型インフルエンザの感染予防対策を行っていく必要があります。

○自分を守るために…

予防の基本は「手洗い」「うがい」です。帰宅後や食事の前などにしっかりと行いましょう。手洗いは、石けんを使い、最低15秒、しっかりと行いましょう。

また、人の多い場所に出向くときは、マスクを着用しましょう。

○人にさないために…

せき、鼻水が出る時はマスクをつけましょう。せき、くしゃみを手で押さえた後や鼻をかんだ後はすぐに手を洗い、鼻汁や痰などを含んだティッシュは、一袋などに包み、ふたつきのゴミ箱に捨てましょう。また、インフルエンザに感染したのかな？／外出は控えましょう。

高齢者季節性インフルエンザ 予防接種を実施します!!

インフルエンザウイルスによる個人の発病、重症化の防止及びそのまん延の防止を目的として予防接種を行います。予防接種は、人によって体質が違うため、まれに副反応が生じる)もありますので、かかりつけ医と相談の上で接種してください。

▼ 対象者＝①接種時に65歳以上の人
②接種時に60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいを有するものとして厚生労働省令に定める人(該当する人には診療券を交付します)

☎ (56) 9132

『おもいやり駐車スペース利用証』を配布します

多くの人が利用する

店舗や病院などの施設

には、身体に障がいのある方のための駐車場が設けられるようになりますが、この駐車スペースを確保してお

くための統一ルールがありません。そのため、障がいのない

人が車を止めていため、車に駐車場を必要とする障がい者等の方が止められないとの声を聞きます。

そこで、県内に共通する利用証を交付することにより、障がい者用の駐車場を利用できる方を明らかに

し、本当に必要な人のために駐車スペースを確保する「おもいやり駐車スペースつきつき事業」が実施されています。

○利用できる駐車場

※具体的な基準(身体障がい者手帳、母子健康手帳等で確認します。)については、左記の交付窓口等にお問い合わせください。



▼ 利用証交付窓口及び問い合わせ先

健康福祉課 福祉人権係

☎ (56) 9128
FAX (56) 7493

栃木県保健福祉部 医事厚生課
028(623)3047

方

・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者及び難病患者のうち歩行困難な方

・妊娠婦であって、一時的に歩行困難な方